

# 報告第 1 号

## 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

### 1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	総務企画局	30.11.13	円 563,274	平成30年9月1日、川崎区中島1丁目1番15号先路上で、本市軽自動車が行中、車線をはみ出したところ、右側車線を走行していた被害者所有のトラックに接触し、破損させたもの
2	環境局	30.11.13	円 48,697	平成30年10月16日、高津区二子1丁目7番2号先路上で、本市小型ごみ収集車が収集作業中、回転パネルに圧縮されたごみ袋からごみが飛散し、後方から歩いてきた被害者が所有する衣服及びベビーカーを汚損させたもの
3	環境局	30.12.21	円 315,808	平成30年9月22日、多摩区宿河原6丁目9番16号先交差点で、本市小型ごみ収集車が、一時停止した際、右側から自転車で走行してきた被害者が、驚いて転倒し、負傷したもの
4	環境局	30.12.28	円 159,871	平成30年9月7日、宮前区馬絹2丁目2番3号先路上で、本市大型コンテナ車が走行中、車線変更してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの

5	多摩区役所	30. 7. 23	円 21, 870	平成30年5月8日、多摩区菅馬場3丁目15番9号先路上で、本市道路パトロール車が、調整池敷地内から道路に出ようとした際、右側から走行してきた被害者(ア)所有の自転車に接触し、破損させ、及び運転していた被害者(イ)を負傷させたもの
6	多摩区役所	30. 11. 27	円 1, 938, 509	
7	建設緑政局	30. 11. 27	円 20, 140	平成30年6月17日、寺尾台第1公園で、樹木の枯れ枝が落下し、被害者を負傷させたもの
8	建設緑政局	30. 11. 30	円 41, 000	平成30年8月16日、***** *****で、幹が腐食していた街路樹が倒れ、被害者(ア)所有のフェンスを破損させ、及び隣接する敷地内に駐車していた被害者(イ)所有の軽自動車2台を破損させたもの
9	建設緑政局	30. 11. 30	円 271, 469	
10	建設緑政局	30. 12. 11	円 3, 742	平成30年8月11日、宮前区土橋6丁目6番地29先路上で、被害者運転の自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該自転車が破損したもの
11	建設緑政局	30. 12. 27	円 38, 407	平成30年6月8日、多摩区生田5丁目24番8号先路上で、被害者運転の自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪して転倒し、被害者が負傷し、及び被害者の眼鏡が破損したもの
12	建設緑政局	31. 1. 4	円 37, 422	平成30年9月3日、宮前区けやき平1番39号先路上で、被害者運転の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの
13	宮前区役所	30. 11. 20	円 58, 007	平成30年10月4日、宮前区有馬8丁目7番11号先路上で、本市職員が街路樹の伐採作業中、当該街路樹が倒れ、走行中の被害者運転の軽ライトバンを破損させたもの
14	麻生区役所	30. 11. 16	円 173, 438	平成30年2月5日から同年3月5日までの間、本市職員が、インターネットで検索したイラストを当該イラストの共同著作権者である被害者(ア)及び(イ)の許諾を得ずに使用し、著作権を侵害したもの
15	麻生区役所	30. 11. 16	円 208, 415	平成25年12月1日から平成26年3月7日までの間及び平成29年6月18日から平成30年4月27日までの間、本市職員が、インターネットで検索したイラストを当該イラストの共同著作権者である被害者(ア)及び(イ)の許諾を得ずに使用し、著作権を侵害したもの

16	教育委員会	31. 1. 11	円 498,600	平成17年10月31日、市立学校の体育館で、合同集会の活動中、被害者が、障害物リレーで跳び箱を飛び越えた際、体勢を崩して落下し、負傷したもの
17	教育委員会	31. 1. 17	円 937,825	平成30年6月27日、市立学校敷地内で、本市職員が、正門付近の塀の塗装作業中、塗料が飛散し、当該学校の駐車場に駐車していた被害者所有の普通乗用車を汚損させたもの

## 2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
93	29.10.6	動物愛護 センター 新築工事	川崎市高津区久末20 65番地3 株式会社 八木工務店 代表取締役 菊池 幸治	契約金額 621,000,000 円	契約金額 627,220,800 円	30.12.17	賃金水準 又は物価水 準の変動に より、工事 請負契約約 款第26条 第6項の規 定に基づき 増額の変更 を行うもの である。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
104	28.6.16	等々力硬 式野球場 改築工事	<p>横浜市中区太田町4丁目51番地</p> <p>鹿島・石井・松浦共同 企業体</p> <p>代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 押味 至一</p> <p>構成員 石井建設工業株式会社 代表取締役社長 石井 一登</p> <p>構成員 松浦建設株式会社 代表取締役 松浦 秀敏</p>	<p>契約金額 7,870,946,040 円</p>	<p>契約金額 7,656,785,280 円</p>	31. 1. 18	<p>廃棄物混じり土や軟弱地盤等への追加対策工事について、工事着手後の現場状況から、廃棄物混じり土等の数量が減となったため、減額の変更を行うものである。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
93	29.10.6	動物愛護 センター 新築工事	川崎市高津区久末20 65番地3 株式会社 八木工務店 代表取締役 菊池 幸治	完成期限 平成30年 12月28日	完成期限 平成31年 1月31日	30.12.27	9月上旬 に上陸した 台風21号 による西日 本を中心と した被害の ため、屋根 工事におい て材料及び 作業員の確 保が困難と なり、外構 工事の着手 が半月ほど 遅れたこと による工期 の変更を行 うものでは ある。

### 3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

#### 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	30.11.15	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料361,329円、延滞金及び平成30年7月13日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月27,200円の支払を求めるもの
2	30.11.15	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料1,060,022円、延滞金及び平成30年7月12日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月92,500円の支払を求めるもの
3	30.11.15	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料829,350円、延滞金及び平成30年6月28日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月92,500円の支払を求めるもの
4	30.11.15	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料669,267円、延滞金及び平成30年7月26日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月29,100円の支払を求めるもの
5	30.11.15	*****	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告らに対し、当該市営住宅の明渡し及び平成30年2月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月19,300円の支払を求めるもの

6	30. 11. 15	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料1,110,780円、延滞金及び平成30年6月28日から明渡し済みに至るまでの使用料相当損害金月112,200円の支払を求めるもの
---	------------	-------	---